社会福祉法人四恩会 個人情報保護規程

(目的)

第1条 本規程は、個人の尊厳を最大限に尊重するという基本理念のもと、社会福祉法人 四恩会(以下、「法人」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いに関して必要な 事項を定めることにより「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関連法令等を遵 守することを目的とする。

(利用目的の特定)

- 第2条 法人が個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定する。
- 2 法人が取得した個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と変更後の利用目的とが相当の関連性を有する合理的な範囲内になければならない。ただし、当該個人情報がプライバシー情報(私生活上の事実に関して一般的に公開を望まない内容の情報をいう。以下同じ。)を含む場合、利用目的を変更するには原則として本人の同意を必要とするものとする。
- 3 前項に従って個人情報の利用目的を変更した場合には、変更した利用目的について、 本人に通知又は公表しなければならない。

(利用目的外の利用の制限)

- 第3条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条に定める利用目的を超えて 個人情報を取り扱ってはならないものとする。
- 2 前条又は前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条によって特定された利用目的の範囲を超える必要かつ合理的な範囲において、個人情報を取り扱うことができるものとする。
 - (1) 法令に基づくとき
 - (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂 行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによ り当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(取得に関する規律)

- 第4条 法人が個人情報を取得するときには、その利用目的を具体的に特定して明示し、 適法かつ適正な方法で行うものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のため に緊急に必要がある場合には、利用目的を具体的に特定して明示することなく、個人情 報を取得できるものとする。
- 2 法人が個人情報を取得したときには、あらかじめその利用目的を公表している場合を 除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表するものとする。ただし、次の各号 のいずれかに該当する場合には、本人に通知または公表しなくてもよいものとする。

- (1) 利用目的を本人に通知又は公表することによって、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき
- (2) 利用目的を本人に通知又は公表することによって、本法人の権利又は正当な利益を 害するおそれがあるとき
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する 必要がある場合であって、利用目的を本人に通知又は公表することによって、当該 事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき

(個人データの適正管理)

- 第5条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、常に個人データを正確かつ最 新の内容に保つよう努めるものとする。
- 2 法人は、取り扱う個人データの漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全 管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 法人は、個人データを取り扱わせる本会の職員に対し、個人データの安全管理のため に必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 4 法人は、個人データの取り扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、当該第 三者に対し、個人データの安全管理のために必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 5 法人は、利用目的に関して保有する必要のなくなった個人データにつき、6月を超えて保有することのないよう、確実かつ速やかに消去することとする。

(個人データの第三者提供の制限)

第6条 法人は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令に基づくとき
- (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂 行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによ り当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の第三者に該当 しないものとする。
 - (1) 法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合。
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合。
 - (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同 して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用 目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、

あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合。なお、利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合には、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(保有個人データに関する事項の公表)

- 第7条 法人は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態 (本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。) に置くものとする。
 - (1) 公表場所:社会福祉法人四恩会法人本部及び各施設、事業所。
 - (2) 利用目的:サービスの質向上及び適正厳格な情報管理の為。
 - (3) 手続:口頭または書面その他適切な手段による。
 - (4) 苦情の申出先:各施設事業所の苦情受付担当者等。

(保有個人データの開示)

- 第8条 1 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、身分証明書等によって本人であることを確認した上で、本人に対して保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することによって次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないものとする。
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 前項に定める開示の方法は、書面の交付による方法とする。ただし、あらかじめ、本人との間で口頭での回答による開示を合意によって定めている場合には、その方法によるものとする。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等)

- 第9条 法人は、本人から書面又は口頭によって、開示に係る個人データの訂正、追加、 削除又は利用停止を求められたときは、利用目的の達成に必要な範囲内において、速や かに必要な調査を行い、理由があることが判明した場合には、その結果に基づいて当該 保有個人データの訂正、追加、削除又は利用停止等の措置を採るものとする。
- 2 法人は、前項に基づいた措置を採ったとき、又は措置を採らない旨の決定をしたとき は、本人に対して遅滞なくその旨(訂正又は追加した場合には、その内容を含む。)に理 由を付して通知するものとする。

(個人情報保護管理者及び苦情対応)

- 第 10 条 法人は、個人情報の適正な管理を図るため、個人情報保護管理者及び雇用管理 個人情報管理責任者を定め、法人における個人情報の管理に必要な措置を行うものとす る。
- 2 前項に定める個人情報保護管理者は、法人事務局長山黒修とする。

- 3 第1項に定める雇用管理個人情報管理責任者は、法人事務局次長木戸綾子とする。
- 4 法人は、個人情報の取り扱いに関する苦情に適切かつ迅速に解決するため、苦情解決責任者を定め、法人における個人情報に関する苦情に対応するものとする。
- 5 前項に定める苦情解決責任者は、法人各施設事業所の施設長又は管理者とする。

(役職員等の責務)

- 第 11 条 法人の役職員等(ボランティア等の従事者を含む。以下同じ。)又は役職員等であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。
- 2 本規程は、個人情報保護を目的とした規程であって、法人の役職員等(ボランティア等の従事者を含む。以下同じ。)又は役職員等であった者は、プライバシー情報の保護に関しても別途厳格に法令を遵守するよう努めるものとする。

付 則

本規程は、令和元年10月 1日より改正施行する。

個人情報取扱業務概要説明書

社会福祉法人四恩会個人情報保護規程並びにコンピューター運用規程の規定に基づく、当法人が設置経営する全ての社会福祉事業(以下「本事業」という。)にかかわる個人情報の種類等についての規定は、次のとおりである。

事務総括所管部(法人事務局) 事務所管部(各事業所担当部)

個人情報の種類	・利用者家族が提出等の為に記載した事項
(本事業にかか	・事業担当者等全職員が面談等により把握し記載した事項
わって取得・利用	・公的機関より送付あるいは要確認の重要書類等により取得し
する個人情報)	た個人を識別できる事項
	・支援、介護、療育、相談等で取得した個人を識別できる事項
	・その他事業実施に当たって作成または取得した個人を識別で
	きる事項
個人情報の	事業を適正かつ円滑に行い、利用者関係者の自立促進を図る
利用目的	ことを目的とする。また組織体制及び職員の採用、事故等の対
	応や各種給付費補助金等請求にかかる事務において利用する。
個人情報の	個人情報取扱内容は、事業担当者の管理のもとに福祉サービ
利用·提供方法	スを提供するとともに、上記利用目的に沿った利用を行う。
	(1)支援サービス提供
	・事業所での支援サービスの提供(会議。計画、記録等)
	・利用者家族等への状況説明(会議、報告等)
	(2) 支援サービス提供費請求のための事務
	・事業所での支援サービス提供に関する事務
	・請求先となる行政機関及び審査支払機関への請求
	・請求先行政機関、審査支払機関等からの照会への回答
	(3)事業所の管理運営業務
	• 会計、経理
	・事故等の報告
	・当該利用者等へのサービスの質向上全般
	・その他、管理運営業務に関する利用
	(4) 支援サービスや業務の維持及び改善のための基礎資料
	(5)事業所が受託する実習等への協力
	(6) 外部委託及び第三者評価、外部監査機関への情報提供
	事業担当者は、上記情報の取得の機会や、その他の機会にお
 その他の情報	いて、利用者家族等から相談を受けた事項は、本人の同意のな
	い限りは、事業担当者以外には伝えてはならない。
has a life to the second	
個人情報保護担当 	法人事務局次長 木戸 綾子・各事業所担当者
上 苦情対応担当者	法人事務局員全員・各事業所苦情受付担当者
□ 111 \\ 11	107 · 1 17/107 1 17/10/11 11 11 / 11 11 / 11 11 / 11 11 / 11 11